

西脇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の制定について

1 背景

「子ども・子育て支援法」の施行に伴い、同法に基づく施設型給付費の対象施設として市町村の長が確認する認定こども園、幼稚園及び保育所（以下「特定教育・保育施設」といいます。）及び同法に基づく地域型保育給付費の対象事業として市町村の長が確認する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下「特定地域型保育事業」といいます。）について、市町村は、それぞれの運営に係る基準を条例で定めなければならないとされました。

2 条例骨子（案）の検討

1の条例を定めるに当たっては、「従うべき基準」として内閣府令を下回ってはならない基準及び「参酌すべき基準」として内閣府令を十分に参酌したうえで地域の実情に応じて変更してもよい基準の2種類の分類に従い、検討することとなります。

内閣府令の基準をもとに、本市の実情を踏まえて検討した結果、内閣府令と同じ基準を定めることで、事業の適切な運営が確保され、保育の質が担保されるものと判断し、内閣府令どおりの基準を定める条例骨子（案）を策定いたしました。

また、本市においては、「西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例」を制定しているところであり、この条例の制定趣旨から特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においても、暴力団は排除すべきものであると判断したことから、排除項目を加えました。

3 西脇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例骨子（案）

- (1) この条例の題名は、西脇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例とします。
- (2) 子ども・子育て支援法第34条第3項及び第46条第3項の条例で定める基準は、次項に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）に定めるとおりとします。
- (3) 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、

西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西脇市条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であってはならないものとしします。

- (4) この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日が予定されています。）としします。